

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第33回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

第1 日時

平成26年3月10日(月)午前10時00分から午前10時40分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

(委員長)加藤幸雄(裁)

(委員) 大島寅夫(学),長谷川充弘(検),松浦好治(学),
村上文男(弁)

(庶務) 廣瀬名古屋高裁総務課長,三谷名古屋高裁総務課課長補佐

(説明者)村田名古屋高裁事務局長

第4 議題

1 平成26年10月から平成27年1月までの再任(判事任命)候補者に関する情報収集について

2 その他

第5 議事(進行)

1 新委員等の紹介

1月21日付けで加藤幸雄委員が,2月24日付けで長谷川充弘委員が,それぞれ新たに地域委員に任命された旨の紹介がなされた。

2 地域委員長互選

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条第1項に基づき,委員の互選により,委員長に加藤幸雄名古屋地方裁判所長が選出された。

3 地域委員長代理の指名

委員長より,松浦委員が地域委員長代理に指名された。

4 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから、村田名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され、入室した。

なお、今後現各委員の在任期間中、委員会に高裁事務局長が説明者として出席することが了承された。

5 指名諮問委員会における審議結果等の説明

(1) 庶務から、平成25年12月9日に行われた下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における判事の再任候補者及び弁護士任官候補者関係の審議結果が説明された。

(2) 庶務から、平成26年2月21日の指名諮問委員会の協議の概要及び地域委員会に対する今回の依頼内容等につき、説明がなされた。

6 平成26年10月から平成27年1月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

これまでと同様、別紙の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。また、重点審議者に関する情報収集についても、これまでと同様、同書式により、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、5月7日（水）までとされた。

7 その他（次回地域委員会の予定等）

次回の地域委員会について、5月29日（木）午前10時00分に開催し、今回収集する情報の取りまとめを行うことを確認した。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、委員長に相談することとし、委員長が必要と判断した場合には、各委員に諮ることとされた。

以上

別 紙

平成 2 6 年 3 月 日

検察庁の長 殿《各別に宛先記載》

弁護士会会長 殿《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

名古屋地域委員会地域委員長 加 藤 幸 雄

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成 2 6 年 1 0 月から平成 2 7 年 1 月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。なお（また）、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

（ 弁護士会宛のみ記載 ）

なお、これまでも情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらいたい。特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との指名諮問委員会の考え方をお伝えしているところですが、以前、ある委員会において、答申前に弁護士会に提出された情報を答申後に弁護士会が地域委員会に提出した例もあったことから、各弁

護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうこと及び期限内に情報提供をすることを、改めて会員に周知していただくようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成26年5月7日(水)まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(情報の内容(情報の時期, 情報取得の経緯, 事実関係等), その他情報提供者としての意見等の項目をあげて, できる限り日時と具体的状況に基づいて記載してください。)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を, 各個人から直接, 当委員会の庶務を担当する名古屋高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示, 「地域委員会関係」と朱書きしてください。)又は持参する方法によってください。

文書の宛先 名古屋地域委員会地域委員長

送付先 〒460-8503 名古屋市中区三の丸一丁目4番1号

名古屋高等裁判所事務局総務課長 あて

(注) 封筒には「親展」の表示をしてください。

「地域委員会関係」と朱書きしてください。

提出方法等についてのお問合せは, 当委員会庶務までお願いします。

電話番号(052)203-0174(ダイヤルイン)(総務課長 廣瀬)

(052)203-0176(ダイヤルイン)(同課長補佐 三谷)